

(様式1)

年 月 日

仙北市長 門 脇 光 浩 様

所在地

社名

代表者職氏名

印

プロポーザル参加意向申出書

下記の業務について、参加資格要件を満たしていることを誓約し、プロポーザルの参加を
申し込みます。

記

1. 業務の名称

デジタルマーケティング事業業務

(連絡担当者)

担当部署

役職・氏名

T E L

F A X

E - mail

(様式2)

会社概要

1. 申請者等

商号又は名称（フリガナ）
支店・営業所等
代表者の役職 氏名（フリガナ）
連絡責任者
所在地 電話番号 FAX 番号 ホームページ E-mail
業務内容

2. 営業所表

営 業 所		
名 称	所 在 地	電 話 番 号 ファックス番号
（主たる営業所）		
（代理人を置く営業所）		

(備考)

1. コンソーシアムの場合はすべての参加事業者が作成すること。
2. パンフレット等で代用可。

(様式3)

年 月 日

業務実績調書

所在地

社名

代表者職氏名

印

1. 業務実績

契約名称	発注者名	履行期間	履行内容

(備考)

- 1. 同種業務又はその他の類似業務について過去3年における実績を記載すること。
- 2. コンソーシアムの場合は、参加事業者ごとに担当する業務に係る同種業務又はその他類似業務について作成すること。

(様式4)

年 月 日

仙北市長 門 脇 光 浩 様

コンソーシアム届出書兼委任状

代表事業者	所在地 名称 代表者職氏名	印
	担当者	役職氏名 所属 電話 FAX E-mail
	担当業務	
構成事業者 1	所在地 名称 代表者職氏名	印
	担当者	役職氏名 所属 電話 FAX E-mail
	担当業務	
構成事業者 2	所在地 名称 代表者職氏名	印
	担当者	役職氏名 所属 電話 FAX E-mail
	担当業務	

※表が不足する場合は適宜追加してください。

“デジタルマーケティング事業委託”の公募型プロポーザルに参加するため、以上のとおりコンソーシアムを結成し、以下の権限を代表事業者に委任します。

(委任事項)

- 1 公募型プロポーザルの参加申請に関する事項
- 2 契約の締結に関する事項
- 3 その他応募に必要な事項

(様式5)

業務執行体制

コンソーシアムによる本業務の業務体制（分担内容）、業務実施上の配慮事項、特に重視する事項等を記載してください。

(備考)

1. 本様式は代表事業者が記載すること。

(様式6)

プロポーザル質問書

年 月 日

仙北市長 門 脇 光 浩 様

(国際交流推進室) E-mail : kokusai@city.semboku.akita.jp

次の事項について質問します。

業務委託名	デジタルマーケティング事業業務委託
質問番号	質 問 事 項
1	
2	
3	

【質問者】

質問事業者	
役職・担当者名	
電話番号	
E-mail	

(備考)

1. 本様式は代表事業者が記載すること。

(様式7)

平成 年 月 日

仙北市長 門 脇 光 浩 様

所在地

社名

代表者職氏名

印

プロポーザル参加辞退届

下記の業務について、プロポーザルの参加辞退を届け出ます。

記

1. 業務の名称

デジタルマーケティング事業業務

(様式8)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

仙北市長 門 脇 光 浩

参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：デジタルマーケティング事業業務

結果①：

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式9)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

仙北市長 門 脇 光 浩

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

なお、提案書を作成する際は、業務説明資料等に記載された事項を参考にしてください。

件名：デジタルマーケティング事業業務

提出書類

- 1 提案書（提出期限 平成 30 年 7 月 11 日(水)）

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

「デジタルマーケティング事業」受託コンソーシアム協定書（例）

（目的）

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立し、仙北市の発注に係る「デジタルマーケティング事業」（以下、「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「デジタルマーケティング事業」受託コンソーシアム（以下、コンソーシアム）という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 コンソーシアムは、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 コンソーシアムは、平成 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかつたときは、コンソーシアムは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- （1）（所在地） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
（法人名・代表者名） 〇〇株式会社 〇〇〇〇
- （2）（所在地） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
（法人名・代表者名） 〇〇株式会社 〇〇〇〇
- （3）（所在地） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
（法人名・代表者名） 〇〇株式会社 〇〇〇〇

（代表者の名称）

第6条 コンソーシアムは、〇〇株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 コンソーシアムの代表者は、業務の履行に関し、コンソーシアムを代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料の請求、受領及びコンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝を行う権利をコンソーシアムの代表である業者に委任するものとする。

なお、コンソーシアムの解散後、コンソーシアムの代表者である業者が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、コンソーシアムの代表者である業者以外の構成員である一の業者に対しその他の構成員である業者が委任するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

「デジタルマーケティング事業」委託のうち〇〇業務 〇〇株式会社

「デジタルマーケティング事業」委託のうち〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務の履行に伴い運営委員会が決定した業務処理計画によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇銀行とし、コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定するコンソーシアムの責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、コンソーシアムが「デジタルマーケティング事業」を完了する日までには脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものと

する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該コンソーシアムに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 コンソーシアムが解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり業務に係るコンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印